

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月22日
条例の題名	三重県こころの健康センター条例	公 布 日	平成元年3月29日
条 例 番 号	平成元年三重県条例第5号	直 近 改 正 日	平成17年10月21日
所管部局課	健康福祉部医療対策局健康づくり課	電 話 番 号	059-224-2294
条例の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条に基づき設置された「三重県こころの健康センター」の業務、使用料等を定めたものである。	条例の 類型	財産管理型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	精神保健福祉センターの設置及び業務は、精神保健福祉法第6条に定められている。 また、県民の精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るため、こころの健康センターの果たす役割は大きく、条例の目的は現在も妥当である。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	精神保健福祉法第6条により、精神保健福祉センターは都道府県に必置の機関と定められている。 近年、重要度が増す自殺対策において、こころの健康センターの果たす役割は大きい。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	条例第2条に規定されている業務は、全て実施されている。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	精神保健福祉法第8条において、「精神保健福祉センターに関して必要な事項は、条例で定める。」と規定されている。 また、手数料に関する事項は、地方自治法228条第1項の規定により、条例で定めなければならない。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第227条及び第228条第1項並びに精神保健福祉法第6条
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	手数料の額については、病院事業条例第12条第2項及び第13条第1項の規定を準用しており、実務上の食い違いはない。
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	地方自治法第227条及び第228条第1項並びに精神保健福祉法第6条に基づき必要な事項を条例でさだめているものであり、一部であっても規定を廃止した場合、県の行政運営に支障が生じると考えらえる。
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	精神保健福祉法第6条並びに地方自治法第228条第1項に基づき必要な事項を条例で定めているものであり、一部であっても規定を廃止することはできない。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	

公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	県民全体に貢献している。		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	県民全体に貢献している。		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい			
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点検・見直し結果	理由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無	
	改正・廃止の必要はない。 現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。		無	無	